

特別相談「若者のトラブル110番」の実施結果について

東京都と22区25市は、「若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、平成25年3月13日（水）及び14日（木）の2日間、特別相談「若者のトラブル110番」を実施しましたので、その結果と被害に遭わないためのワンポイントアドバイスをお知らせします。

1 相談件数

114件

（内訳）東京都消費生活総合センター 29件
都内区市消費生活センター 85件

2 相談の概要（都センター受付分）

- （1）相談内容では、アダルトサイトなど有料情報サイトの架空・不当請求に関する相談が3割以上を占めるなど、依然として多かった。
- （2）契約当事者の年代別で見ると、20代が約8割、10代が約2割を占めていた。
- （3）学生・社会人別では、小学生から高校生及び大学・短大・専門学校生がそれぞれ約2割、社会人は約6割であった。

3 若者へのワンポイントアドバイス

- 慌てず、確認。覚えのない請求は無視しましょう！
契約した覚えのない請求があった時やスマートフォン等から有料情報サイトにつながってしまった時には、慌てずに画面の表示をよく確認し、その事業者には連絡しないようにしましょう。
- 契約は慎重に。断るときはしっかり、はっきりと伝えましょう！
「無料で…」などの甘い言葉で誘う話に隠された「ワナ」に注意しましょう。
- そのローン大丈夫？消費者金融から借金を安易にしないよう注意しましょう！
品物の購入などに伴って消費者金融から借金をするよう事業者から勧められることがあります。高額な借金を返済ができなくなる事例が多くあります。
- クーリング・オフの過信は禁物。正しい知識を持ちましょう！
自分からお店に行つての買い物や通信販売による購入、インターネットの通信サービスなど、クーリング・オフができない契約があります。

★ 消費生活のトラブルで困った時は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう！

東京都消費生活総合センター 相談電話 03-3235-1155

〔問合せ先〕

東京都消費生活総合センター相談課

電話 03-3235-9294

4 主な相談事例（東京都消費生活総合センター分から）

（1）架空請求

息子がアダルトサイトを利用したとして高額な料金の請求メールがきた。息子はアダルトサイトにはアクセスし、登録のボタンは押した気がするが、その後退会のボタンを押しており、利用はしていないという。どうなるか心配。

（契約当事者 10歳代 男性 中学生）

（2）マルチまがい

友人の紹介で学生ローンからお金を借りて高額な投資運用DVDを購入した。友人は私を紹介したことで紹介料をもらっている。すべての契約を止めたい。

（20歳代 男性 学生）

（3）学生ローンの返済

大学生の息子が就職活動塾を契約した。高額な月会費等が払えなくなり、事業者に勧められ学生ローンで借金をした。以前はスーツで就職活動をしていたが、今は何の活動をしているか分からず洗脳されているようだ。

（契約当事者 20歳代 男性 大学生）

（4）クーリング・オフ

お店に出向いてゲームソフトを購入した。返品しようと店に出向いて申し出たが、返品できないと言われた。本当か。

（20歳代 男性 社会人）

5 販売形態別、契約金額別の相談件数

販売形態	相談件数	
	都内 全域分	都セン ター分
店舗販売	36	13
通信販売（架空・不当請求を含む）	51	12
キャッチセールス	4	0
訪問販売	10	2
電話勧誘	0	0
マルチ商法	9	1
その他	4	1
計	114	29

契約金額	相談件数	
	都内 全域分	都セン ター分
10万円以下	51	12
11～30万円	15	6
31～50万円	8	1
51～70万円	5	1
71～100万円	2	0
100万円以上	7	1
不明	26	8
計	114	29